

いばらき

第481号

雇用ニュース

2022年5月



(竜神峡大吊橋 常陸太田市)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 令和5年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました . . . 3
- ・ 事業主の皆さまへ 就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験）受け入れにご協力ください . . . 4
- ・ 雇用調整助成金 不正受給の対応を厳格化します 5
- ・ 事業主の皆さまへ 「ひとり親」の就労をご支援ください（助成金制度のご紹介） . . . 6
- ・ 刑務所出所者等専用求人のご案内 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

令和5年3月 新規中学校 及び 高等学校卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました！

詳しくは、右のページをご確認ください。

県内の雇用情勢

令和4年3月 有効求人倍率 1.45倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移し、持ち直しているものの、新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」

新規求人の動き

①新規求人数	19,155 人	
前年同月比	8.4 %増	10 か月連続の増加
・フルタイム	11,497 人	前年同月比 6.7 %増
・パートタイム	7,658 人	前年同月比 11.1 %増

②主要産業別の増減

増加: 製造業 (前年同月比21.1%増)
サービス業(他に分類されないもの)
(同17.1%増)
運輸業、郵便業(同14.1%増)
宿泊業、飲食サービス業(同11.8%増)

等

減少: 情報通信業(同11.2%減)

新規求職の動き

①新規求職者数	8,744 人	
前年同月比	10.7 %減	2 か月連続の減少
・フルタイム	5,447 人	前年同月比 11.7 %減
・パートタイム	3,297 人	前年同月比 9.1 %減

②年齢別の状況(常用求職者)

・34歳以下の若年者の申込状況	2,414 人	前年同月比 10.5 %減
・60歳以上の高齢者の申込状況	2,317 人	前年同月比 2.4 %減

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県	1.45 倍	前月に比べて 0.03 ポイント上昇	(全国 13 番目)
全 国	1.22 倍	前月に比べて 0.01 ポイント上昇	

雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,937 件	前年同月比 10.2 %減	2 か月ぶりの減少
雇用保険受給資格者実人員	7,308 件	前年同月比 7.2 %減	10 か月連続の減少
雇用保険被保険者			
資格取得者数	9,825 件	前年同月比 1.4 %減	2 か月連続の減少
資格喪失者数	9,905 件	前年同月比 3.5 %増	10 か月連続の増加
うち事業主都合離職者数	422 件	前年同月比 5.8 %減	2 か月連続の減少

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

令和5年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました。

～ハローワークでの求人申込みは6月1日から開始します！～

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、令和4年4月26日に「茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

令和5年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校卒業者	新規高等学校卒業者
① ハローワークでの求人申込	A：受付開始	令和4年6月1日以降(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認※)	
	B：求人提出企業への返戻開始	—	令和4年7月1日以降
② 学校推薦・企業選考等	① B の求人票返戻後学校への求人申込	—	令和4年7月1日以降 (ハローワークにおける求人受付・確認後※)
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票を学校に持参又は郵送する。(訪問時に必ず学校と連絡調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和5年1月1日以降	令和4年9月5日以降 (文書到達主義)
	企業の選考開始	令和5年1月1日以降	令和4年9月16日以降 9月30日までは、1人1社の応募・推薦(紹介)可能 10月1日以降は1人2社までの応募・推薦(紹介)可能 (ただし、就職面接会においては、2社以上応募可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		令和5年4月1日以降	卒業後

(※) ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の推薦を行いません。

詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

事業主の皆さまへ

就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験） 受け入れにご協力ください

- 現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方に向けて、就労体験を通じて業種・職種への理解を深めてもらうための、職場実習・体験（以下「インターン」）を実施します。
- 受け入れの内容は、事業所の職員の方が実際に従事している業務の、一部または全体を体験・見学できるようなものとします。
インターンの期間は2～7日、時間は1日3時間以上（事業所の所定労働時間内）が目安です。

就職氷河期世代を対象にしたインターンの受け入れにご協力をお願いします。

就職氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年の、雇用環境が厳しい時期に学校卒業迎えた世代を指しますが、**この事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方が対象となります。**

※この事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて就労体験を積んでもらうものです。
インターン終了後に受け入れ先の事業所に雇用義務が生じるものではありません。

インターン受け入れで期待できること

ミスマッチの防止・人材の見極めができます

- ・インターンを受け入れると、職場への理解に積極的な「やる気度・本気度の高い方」の応募に繋がる可能性があります。
- ・インターン後の応募であれば、応募者本人が職場への適性を判断しているので、入社後のミスマッチや早期離職の防止が期待できます。

インターン受け入れを実施した事業所の声

「体験者を紹介していただいたことで、外部目線による刺激により、社員の教育やモチベーションの向上にも繋がった。」

「体験に来られた方が好印象であったので、体験後は是非こちらに就職していただきたいと感じた。」

「入社後の早期離職を防ぐに当たり、向き不向きを理解いただくためにも体験実習は有効と感じた。」



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

LL040401開若01

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**積極的に公表**します
- 都道府県労働局が、**事前予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 不正「**指南役**」の氏名等も公表の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」(ペナルティ) + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について**都道府県警察本部との連携を強化**します
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就労をご支援ください 助成金制度のご紹介

母子家庭の母等や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまには、助成金制度を活用し、ひとり親就労についてご支援いただきますようお願いいたします。

国と地方公共団体は、平成25年3月1日施行「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れるなどの協力を要請しています。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークに求人情報の提供をお願いします。

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献できます。
- ひとり親を雇用する事業主は、下記の助成金を活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金（令和4年度）

助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワーク※¹または都道府県労働局※²にお問い合わせください。

■特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

	中小企業	中小企業以外
短時間労働者以外	60万円	50万円
短時間労働者	40万円	30万円

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

■トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

■キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」は併用できます。

※1 全国のハローワーク一覧（求人情報、助成金）
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※2 都道府県労働局一覧（助成金）
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

1



2



都道府県労働局・ハローワーク

刑務所出所者や少年院出院者などの雇用を希望される事業主の皆さまへ

刑務所出所者等専用求人のご案内

刑務所出所者や少年院出院者の雇用を希望される場合は、「刑務所出所者等専用求人」をご活用ください。

「刑務所出所者等専用求人」とは？

「刑務所出所者等専用求人」は、刑務所出所者や少年院出院者などを対象にした専用の求人です。以下の特徴があります。

☆ 一般の求職者には非公開

一般の求人は、ハローワークの求人情報提供端末で検索できたり、希望すればインターネット上で公開できたりしますが、刑務所出所者等専用求人は一般には非公開となり、ハローワークの職員のみ検索することができます。

☆ 雇用を希望する特定の矯正施設を指定することが可能（複数指定可）

矯正施設の所在地、実施する職業訓練、入所している受刑者等の特性などに応じて雇用を希望する矯正施設を指定できます。（「受刑者等専用求人」）

指定した矯正施設には、ハローワークを通して求人情報が提供されます。指定する矯正施設については、コレワーク(※)にご相談ください。

※コレワークは、受刑者等の採用に関する法務省の相談機関で、全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理しており、雇用条件に適合する者がいる矯正施設の情報が提供されます。（お問い合わせ先：0120-29-5089（発信地域を担当するコレワークにつながります。））

「刑務所出所者等専用求人」の申込手続は？

「刑務所出所者等専用求人」の申込は一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続をお願いします。

事業所登録

初めてハローワークを利用する場合は事業所登録が必要です。

求人申込書に記入

○条件の設定等をご相談ください。
○雇用を希望する矯正施設を指定できます。
○トライアル雇用制度の活用を希望される場合は窓口でご相談ください。

窓口相談・求人申込み

○矯正施設を指定した場合、ハローワークから矯正施設に求人情報・求人票を提供します。
○ハローワークや矯正施設から刑務所出所者等に求人票を提供し、刑務所出所者等の希望に応じてハローワークから紹介の連絡を行います。

※ ご不明な点は、最寄りのハローワーク又はコレワークまでお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
2年度月平均	16,389	3,328	12,870	8,191	2,282	1,955	46,363	36,398	2,224	9,184
2年4月	14,325	3,120	11,059	9,557	2,329	2,789	46,346	35,423	2,449	7,063
5	14,935	2,984	11,789	7,458	1,977	2,064	42,310	34,260	1,684	8,090
6	15,729	3,182	12,273	9,488	2,661	2,114	42,687	35,971	2,320	10,183
7	16,108	3,266	12,662	8,453	2,439	1,902	44,245	36,893	2,267	10,998
8	15,190	2,997	12,022	7,413	2,204	1,532	44,422	37,665	1,919	10,973
9	16,232	3,727	12,226	8,153	2,384	1,774	45,665	38,296	2,349	10,926
10	19,066	3,479	15,367	8,606	2,411	2,131	46,780	38,846	2,397	10,202
11	16,245	2,932	13,177	6,894	2,078	1,520	48,070	37,458	2,097	9,231
12	14,722	3,344	11,177	5,998	1,685	1,323	47,354	34,969	1,984	8,737
3年1月	19,335	3,566	15,634	8,005	2,332	1,865	48,362	34,148	1,843	8,199
2	17,115	3,389	13,549	8,468	2,192	2,069	49,182	35,034	2,140	7,736
3	17,664	3,948	13,506	9,795	2,696	2,375	50,936	37,817	3,240	7,874
3年4月	18,475	4,065	14,203	11,428	2,810	3,710	49,334	40,137	2,637	7,665
5	14,290	3,236	10,887	8,018	2,227	2,153	46,697	39,586	2,204	8,099
6	18,973	4,124	14,633	8,210	2,329	1,922	49,273	38,695	2,460	9,025
7	18,000	3,995	13,801	7,540	2,135	1,796	48,826	36,721	2,219	9,349
8	15,580	3,538	11,870	7,602	2,266	1,709	49,744	36,341	1,864	9,415
9	17,417	4,038	13,194	7,653	2,237	1,878	49,157	36,337	2,103	9,067
10	20,311	4,820	15,222	8,474	2,435	2,008	51,223	37,634	2,131	8,580
11	18,250	3,884	14,144	7,308	2,069	1,737	53,811	37,675	2,142	8,700
12	17,216	4,135	12,919	5,727	1,525	1,413	53,206	35,648	2,107	8,174
4年1月	21,788	4,545	16,999	8,424	2,272	2,058	55,222	35,708	1,795	7,820
2	17,882	3,862	13,817	7,969	2,124	1,955	55,213	36,226	2,075	7,426
3	19,155	4,346	14,626	8,744	2,414	2,317	56,196	38,109	2,965	7,308

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	3.1	4.4	6.5	6.2	3.8	0.9	166	2.4
元年度月平均	2.23	2.35	1.59	1.56	3.2	5.4	3.4	2.6	6.5	8.3	6.3	3.8	162	2.3
2年度月平均	2.00	1.89	1.27	1.10	13.9	20.8	4.2	1.8	17.6	16.8	23.4	22.5	198	2.9
2年4月	1.97	1.87	1.39	1.31	22.9	31.9	14.0	10.2	23.1	26.9	9.2	1.0	190	2.6
5	2.17	1.95	1.39	1.18	20.9	32.1	19.0	14.5	42.0	40.7	11.2	3.0	199	2.8
6	1.72	1.73	1.30	1.12	11.8	18.3	17.9	16.5	20.8	20.2	41.7	25.8	196	2.8
7	1.83	1.73	1.26	1.08	16.6	28.6	1.4	1.8	18.1	20.9	44.0	27.6	198	2.9
8	1.95	1.85	1.20	1.05	23.0	27.8	5.3	2.6	19.9	17.2	43.5	33.2	207	3.0
9	2.05	1.93	1.20	1.04	11.8	17.3	2.4	2.5	13.5	16.2	45.7	35.8	211	3.0
10	2.02	1.80	1.21	1.05	10.7	23.2	0.5	2.8	17.1	15.0	35.0	32.2	217	3.1
11	2.07	1.99	1.21	1.05	16.1	21.4	2.9	4.9	18.4	14.6	21.4	27.4	196	2.9
12	2.00	2.02	1.22	1.06	15.0	18.6	3.9	4.0	11.4	12.6	12.9	21.8	195	3.0
3年1月	2.15	1.99	1.27	1.08	4.3	11.6	12.0	9.8	6.9	9.8	2.6	16.9	199	3.0
2	2.07	1.93	1.30	1.09	14.7	14.6	7.8	1.7	11.7	5.2	6.6	22.0	195	2.9
3	2.08	1.97	1.32	1.10	1.5	0.7	6.4	10.8	16.6	1.4	5.3	23.1	189	2.7
3年4月	2.15	1.90	1.31	1.09	29.0	15.2	19.6	14.5	7.7	15.9	8.5	23.6	211	2.8
5	1.97	2.15	1.33	1.10	4.3	7.7	7.5	0.8	30.9	29.1	0.1	8.4	213	2.9
6	2.38	2.10	1.39	1.13	20.6	5.4	13.5	14.1	6.0	7.8	11.4	1.8	207	2.9
7	2.24	2.03	1.40	1.14	11.7	8.3	10.8	7.7	2.1	5.3	15.0	9.0	193	2.8
8	2.00	2.00	1.39	1.15	2.6	10.0	2.5	3.9	2.9	1.8	14.2	11.6	194	2.8
9	2.33	2.05	1.37	1.15	7.3	6.6	6.1	0.1	10.5	1.4	17.0	16.0	194	2.8
10	2.18	2.03	1.36	1.16	6.5	8.7	1.5	3.6	11.1	6.9	15.9	18.1	184	2.7
11	2.24	2.08	1.36	1.17	12.3	12.3	6.0	10.0	2.1	2.3	5.8	13.2	183	2.8
12	2.45	2.19	1.34	1.17	16.9	12.2	4.5	2.8	6.2	0.9	6.4	13.0	173	2.7
4年1月	2.29	2.16	1.38	1.20	12.7	14.6	5.2	6.0	2.6	1.7	4.6	11.6	185	2.8
2	2.26	2.21	1.42	1.21	4.5	9.5	5.9	3.9	3.0	3.3	4.0	13.9	180	2.7
3	2.49	2.16	1.45	1.22	8.4	7.5	10.7	3.8	8.5	9.1	7.2	15.2	180	2.6

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. 印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 令和3年12月以前の季調値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。